

再送

令和7年3月

会員各位

 北海道

【中商連オートオークション 統一ルール】 - JU北海道ブロック追加事項 -

『車歴違い』のクレーム運用変更について

運用開始時期

令和7年3月7日AAより

変更内容

車歴違いのクレーム運用について、下記の通り変更となります。

※追加事項がございます。ご確認ください。

変更前

- ◎キャンセル時：ノーペナルティ+諸経費
- ◎値引き時：個別対応



変更後

- ◎キャンセル時：ノーペナルティ+諸経費
- ◎値引き時：3万円

※新規登録時自家用登録、その後車歴が変更になった車輜の場合は値引き1万円

会員店の皆様には、ご理解いただきますようお願い致します。

重要

会員各位

平成24年1月

JU北海道

中商連オートオークション規約一部改正のご案内

中商連オートオークション規約改正にともない、下記内容が変更となりますので、ご案内申し上げます。尚、JU北海道各会場は平成24年2月より下記のとおり運用開始となります。

記

1. 中商連オートオークション規約変更について

第22条 落札者の代金決済 (中商連AA規約抜粋)

2. 落札代金等の決済期間は落札日を含む7日以内とする
4. 本条2項の期間計算には、期間中の日曜日および祝祭日を参入する。かつ、最終日がそれらの日または金融機関の休日に当たるときは、その前の営業日を最終期日とする。

JU北海道
各会場運用

(落札代金決済日)

札幌・函館・帯広・釧路・北見会場

金曜日開催AA → 翌週の木曜日まで

室蘭会場

木曜日開催AA → 翌週の水曜日まで

旭川会場

土曜日開催AA → 翌週の金曜日まで

※尚、指定日までにご入金が無い場合(未決済)は次開催AAに参加できませんので、ご注意ください。

第23条 書類の交付 (中商連AA規約抜粋)

1. 出品者は、落札日を含む10日以内に、落札自動車の書類を主催商組に交付しなければならない。ただし、この書類交付期限は第21条1項の原則のもと商組規約によって、1日に限り短縮または延長することが出来る。
4. 1項の期間計算には、期間中の日曜日および祝祭日を参入する。かつ、最終日が主催商組の休業日に当たるときは、その翌営業日を最終期限とする。

**JU北海道
各会場運用**

(書類提出期限)

札幌・函館・帯広・釧路・北見会場

金曜日開催AA → 翌々週の月曜日まで

室蘭会場

木曜日開催AA → 翌週の金曜日まで

旭川会場

土曜日開催AA → 翌々週の月曜日まで

※ 尚、提出期限を越えたものは遅延ペナルティの対象となりますので、ご注意ください。

2. 中商連オートオークション統一ルール JU北海道ブロック追加事項について

別表Ⅲ-12 標準装備品に欠品(装備品欄に記載が無い場合)のクレーム裁定に追加

純正アルミについては、冬期装備が必要となる地域のため、セールスポイント、装備品欄等に記載がある場合を除き、現車現状となります。

※ ご不明な点がございましたら、JU北海道各支部へお問い合わせください。

以上

重要

会 員 各 位

平成24年10月

Ju 札幌

【中商連オートオークション統一ルール】 北海道ブロック追加事項・変更のご案内

謹啓 時下ますますご清栄のことと、お喜び申し上げます。

平素はオークション事業につきましてご参加・ご支援を賜わり、厚くお礼申し上げます。

さて、標記に付、「中商連オートオークション統一ルール、北海道ブロック追加事項・変更」について下記内容が変更となりますので、ご案内申し上げます。尚、JU北海道各会場は平成24年11月より運用開始となります。

謹白

記

1. 出品申込書に名変期限の記入がある場合の有効期限について
統一ルーツ P13 別表IV⑩のペナルティ発生事由に追加
(変更前)

	ペナルティ発生事由	ペナルティ裁定
⑩	出品店が、規定の名変期限より早期の名義変更を依頼し、落札店がそれを承諾した場合（出品申込書の名変期限に記載のあるものは除く）	出品店より落札店へ1万円を支払う。



(変更後)

	ペナルティ発生事由	ペナルティ裁定
⑩	出品店が、規定の名変期限より早期の名義変更を依頼し、落札店がそれを承諾した場合（出品申込書の名変期限に記載のあるものは除く。 <u>但し、主催商組に書類到着又は提出日含め21日以上</u> の期限を有するものとする。）	出品店より落札店へ1万円を支払う。

2. 差替え書類等の直接出品店側への問い合わせ迷惑行為発生時のペナルティ設定追加

統一ルール P13 別表Ⅳ⑨ペナルティ発生事由・ペナルティ裁定に追加

(変更前)

	ペナルティ発生事由	ペナルティ裁定
⑨	委任状、印鑑証明書および有効期限のある書類の有効期限の失効、書き損じ等による差替えを依頼する場合。または、書類有効期限が、主催商組到着日を含め1ヶ月以上あるが差替え依頼をする場合 ※受付が2月28日の場合⇒3月31日以上有効期限があるもの	下記金額にて差替え依頼ができる。 (必ず主催商組を介して申し出をすること) 印鑑証明書…3万円 委任状 ……2万円 譲渡証 ……2万円 その他証明書(謄本・抄本・住民票等) ……2万円 記入申請書…2万円



(変更後)

	ペナルティ発生事由	ペナルティ裁定
⑨	委任状、印鑑証明書および有効期限のある書類の有効期限の失効、書き損じ等による差替えを依頼する場合。または、書類有効期限が、主催商組到着日を含め1ヶ月以上あるが差替えを依頼する場合 ※受付が2月28日の場合⇒3月31日以上有効期限があるもの <u>※差替え手続きは全て主催商組を介して申し出する事とし、直接出品店側に問い合わせ等の迷惑行為が発生した場合はペナルティ裁定の対象とする。</u>	下記金額にて差替え依頼ができる。 (必ず主催商組を介して申し出をすること) 印鑑証明書…3万円 委任状 ……2万円 譲渡証 ……2万円 その他証明書(謄本・抄本・住民票等) ……2万円 記入申請書…2万円 <u>書類差替え等、直接問い合わせ等の迷惑行為が発生した場合…3万円</u>

3. JU北海道ブロック追加事項の内容変更及び追加

イ. 「福祉車両消費税取り扱いについて」 その他事項へ追加

福祉車両の消費税について、中古車として売買される際に対象装置の不良、欠品等の不具合が判断出来ないため消費税を計上するものとします。但し、出品店による非課税申告または、落札店により非課税対象車であることが確認された場合、出品店の承諾に関わらず消費税相当額を返還するものとする。尚、申し立て期間は書類発送後7日間。

ロ. P6-7 クレーム免責事項④に追加

現 行 尚、誤記入が判明した時点で、すみやかに主催商組にクレームの申し立てをすること。事実を知りながら、オークションに出品、小売等に転売した場合ノークレームとする。

変 更 全面削除

【中商連オートオークション統一ルール】

—— J U 北海道ブロック追加事項 ——

P 6—クレーム

3、クレーム申立期間（1）に追加

道外落札店を対象とし車両未着の場合、申し出により、2日間クレームを延長することができる。尚、申し立ては、落札店がFAXで主催商組に送信したのち、電話で確認して頂き、受付完了とする。

P 7—5、クレーム免責事項（d）に追加

尚、誤記入が判明した時点で、すみやかに主催商組にクレームの申し立てをすること。事実を知らずながら、オークションに出品、小売等に転売した場合ノークレームとする。

別表Ⅰ 出品申込書記載相違事項の受付期間と裁定

2、初年度登録月のクレーム裁定欄に追加

出品店申告より、出品車両の年式などが高年式等の場合は、ノーペナキャンセルのみ受付する。

別表Ⅲ—1 2 標準装備品に欠品（装備品欄に記載が無い場合）のクレーム裁定に追加

純正アルミについては、冬季装備が必要となる地域のため、セールスポイント、装備品欄等に記載がある場合を除き、現車現状となります。

その他の追加事項

【自動車税の取扱い・精算について】

落札車両（ナンバー付）の自動車税はその年度の自動車税率表に基づき、落札店へ自動車税未経過分相当額を請求するものとする。但し、3月開催分は翌年度（12ヶ月）分とする。自動車税の精算方法としては、落札店からの名義変更完了コピー受付後随時精算するものとする。但し、落札店は、FAXにて受付後、電話で確認して頂き、受付完了とする。

【自動車税過誤納還付金受領委任状の取扱いについて】

個人情報保護の観点から、自動車税過納還付金受領委任状のやり取りは一切行っていません。但し、落札店より抹消登録ほか、自動車税還付の必要が発生した場合（手続き完了日含め5日以内に事務局への報告が必要）には、自動車税率表に基づき、自動車税還付相当額を出品店へ請求し落札店へ支払うものとします。

尚、自動車税還付等しかるべき手続きは出品店にて対応することとします。

【出品車両の継続・抹消について】

車検の有効期間がオークション当日から翌々月末までの車両について、落札店がオークション当日終了までに抹消登録を申し出た場合は、出品店側で抹消することとします。また、それ以外の車検有効期間でも落札店がオークション当日終了までに抹消登録を申し出た場合は、出品店側で抹消することとするが、この場合の落札車両は原則としてノークレームとします。尚、「抹消車両の場合、「自動車損害賠償責任保険承認請求」「自動車税過誤納還付金」の受領の権利は、出品店側にあるものとします。

JUナビ「即落サポート」運用について

R2.7.1

受付	土曜日 16:00まで
公開期間	開催日 17:00 ~ 開催翌週水曜日 正午まで
条件	次開催オークションに再出品する車両で「流札車両」のみが対象となります。 ※JUナビに加入していなくても掲載可能です。※キャンセル車両の受付は状況により判断します。 ※車両情報の訂正は出来ません。 ※掲載後は商談受付・訂正・取消してできません。
手数料	● 出品料 無料 ● 成約料 15,000円 ● 落札料 15,000円 ※各税別
成約通知	TEL or FAX or WEB
落札通知	FAX or WEB
計算書	開催時の計算書を訂正し、再発行致します。
入金期限	成約日含む6日以内。
書類関係	各種書類期限に関しては、開催時の通常運用ルールに準じます。
車両搬出	● 搬出期限は落札日含む6日間まで。 ● 落札車両の搬出可能日に関してはお問い合わせ下さい。
キャンセル	成約後のキャンセル申し込みは、 <u>成約日の翌営業日正午までの受付</u> 出品店都合・・・ペナルティ 100,000円+成約料15,000円(税別)+落札料15,000円(税別) ※落札店様は再販等にご注意下さい。 落札店都合・・・ペナルティ 50,000円+成約料15,000円(税別)+落札料15,000円(税別)
クレーム	● 統一ルール及びJU北海道のクレーム受付期間をベースとし、特定の文言を以下の様に置き換える ・「当日含む～～」→「成約日含む～～」 ・「オークション当日」→「成約日」 ● クレーム申立期間の延長に関しては通常のオークションルールに準じます。
その他	● 入金後搬出の方は、必ずクレーム受付期間をお確かめのうえ、お申込み下さい。 ● 各種期限について、年末年始・大型連休等は、別途ご案内致します。